

条 例

議会の議決を経た「千曲市健康プラザ条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年6月30日

千曲市長 い 川 修 一

千曲市条例第27号

千曲市健康プラザ条例の一部を改正する条例

千曲市健康プラザ条例（平成15年千曲市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「及び満3歳未満の者」を削り、同条第2項中「談話室の利用料金」を「談話室利用料」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

入浴料

利用区分		利用料金
1回券	大人（12歳以上）	500円
	中人（6歳以上12歳未満）	170円
	小人（6歳未満）	80円

談話室利用料

2時間当たり	300円
暖房料1時間当たり	100円

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

利用区分		利用料金
1回券	満65歳以上の者	350円
	身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表の1級、2級又は3級に該当する者及びその介護者	無料
	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表の4級、5級又は6級に該当する者	350円
	療育手帳交付要綱に規定する障害の判定区分表のA1、A2に該当する者及びその介護者	無料
	療育手帳交付要綱に規定する障害の判定区分表のB1、B2に該当する者	350円

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に規定する障害等級表の1級及び2級に該当する者及びその介護者	無料
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する障害等級表の3級に該当する者	350円
児童扶養手当法の規定による支給要件を満たす児童及びその児童を扶養している者	無料

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千曲市健康プラザ条例の規定により受けたこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用の許可は、この条例による改正後の千曲市健康プラザ条例（以下「新条例」という。）の規定により受けた利用の許可とみなす。
- 3 新条例第8条、第9条、別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の利用に係るものから適用し、施行日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。

